

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（仮称）実施概要（案）

対象者及び要件

■対象者

- ・全国都道府県に発出された「緊急事態措置等」により、施設の休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業及び個人事業主。

■要件

- ・4月18日～5月6日中に休業等の要請に全面的にご協力いただくこと。
- ・4月18日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること。
- ・県内の事業所の休業等を行った場合であること。（県外に本社がある事業者も対象）
※休業を要請しない飲食店、料理店、喫茶店等についても、夜20時から翌朝5時までの夜間の時間帯の営業自粛に向け営業時間短縮する場合は対象。（終日休業も含む。）
※全面的な協力とは、4月18日から5月6日までのすべての期間において、休業等にご協力いただくことをいいます。

支給額

1事業者あたり50万円

申請手続

■申請受付期間

令和2年4月23日（木）～（未 定）

■申請方法

郵送 ※WEB、持参による申請はできませんので、あらかじめご了承ください。

■申請に必要な書類（予定）

必要事項を記載した「協力金申請書」（法人にあつては「法人番号」を記載）に次の書類を添付し申請してください。

①営業実態が確認できる資料

例) 確定申告書の写し、各種法規に基づく営業許可証の写し、休業前の経理帳簿 等

②休業の状況が分かる資料

例) 売り上げ等事業収入額を示した帳簿の写し。休業していることを第三者が見て明らかに分かるもの(休業期間を告知する自社ホームページの写しや休業期間を記載した自社の店頭告知チラシ)等

③誓約書(申請書記載の内容に虚偽がないことを公的に表明するもの)

④振込先口座が分かる通帳等の写し

協力事業者の紹介

■要請に協力いただいた事業者及び施設の紹介

岐阜県からの休業要請に応じてご協力をいただいた事業者については、施設名(屋号)を岐阜県の公式WEBサイトで掲載。

今後の流れ

■募集要項公表、受付開始 4/23(木)(予定)

■協力金の支給 5月上旬(予定)

よくあるご質問 Q & A

Q. 今回の給付金の対象施設は、具体的にはどのような施設ですか？

A. 対象施設は別紙一覧の施設を予定しております。

Q. 4月18日から5月6日までの19日間すべての期間において、休業していないと給付金は支給されないのですか？

A. はい、令和2年4月18日から5月6日までのすべての期間の休業（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮）にご協力いただいた場合が、給付金支給の対象となります。

また、県内に複数の施設をお持ちの場合は、すべての施設を休業していただく必要があります。

Q. 飲食店の場合、協力金の対象となりますか？

A. 飲食店については、夜間の営業自粛に向け、朝5時から夜20時までの間の営業時間にしていただくことを要請しております。

したがって、例えば、夜22時まで営業していたものを夜20時までに短縮するなど、朝5時から夜20時まで枠の中に入る営業時間に短縮した場合は対象となります。

また、終日休業とした場合も対象となります。

Q. もともと、朝5時から夜20時の枠内の営業である飲食店は対象となりますか？

A. 対象となりません。

ただし、終日休業とした場合は対象となります。

Q. 飲食店がテイクアウトサービスに切り替えて営業を継続した場合は、支給対象となりますか？

A. 店内飲食の営業時間を短縮し、夜20時から朝5時までの営業を行わない場合は、対象となります。

なお、この時間帯にテイクアウトサービスを行っていても対象となります。

Q. 宴会場のあるホテルが全館休館とした場合は対象となりますか？

A. 宴会場を閉めているので、対象となります。

Q. フリーランスで活動していますが、休業要請施設と契約している場合は対象となりますか？

A. 休業を要請されている施設を運営している事業者に対しての給付金であることから、施設を運営していない場合は対象となりません。

Q. 開店したばかりでまだ営業期間が短いですが、今回の休業要請に応じた場合は対象となりますか？

A. 4月18日以前に営業していることが、提出された書類で確認できた場合は対象となります。

Q. ショッピングモールに入居していますが、要請に応じて休業した場合は対象となりますか？

A. ショッピングモール等集合施設にテナントとして入居している中小企業者で、要請に応じて休業もしくは営業時間の短縮にご協力した場合は対象となります。

Q. 個人事業主は対象となりますか？

A. 要請に応じて休業もしくは営業時間の短縮にご協力した個人事業主は対象となります。

Q. 給付金の対象となる中小の事業者の範囲は？

A. 中小企業基本法に規定する中小企業者に加え、休業要請の対象となっている文教施設、大学・学習塾等についても、要請に応じて休業した場合は対象となります。

なお、休止要請の対象となっている、保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）、放課後児童クラブ、障がい児通所支援事業所については、必要な保育等は確保した上で、適切な感染防止対策の協力を併せて要請されていることから、対象外です。

※中小企業基本法に規定する中小企業者（中小企業庁WEBサイトより抜粋）

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人